書式第２０号（法第２５条関係）

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム

2017年度第2回常任委員会　議事録

１　日時：2017年5月24日(水)午後4時～7時

２　場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室

３　出席者の確認

常任委員総数9名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット：大西　健丞

NGOユニット：橋本　笙子

外務省：民間援助連携室長　関　泉

経済界：永井　秀哉

経済界：鈴木　均

学識経験者：石井　正子（欠席につき評決権委任：橋本委員）

学識経験者：堀場　明子（欠席につき評決権委任：橋本委員）

代表理事：有馬　利男

事務局長：飯田　修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室　中房　丙后

AAR：穂積　武寛

議長は、常任委員会規約の第3条により事務局長が務める旨を確認した。

第一部 16:00-

４　審議事項

⑴ 第一号議案：第1回常任委員会議事録の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

⑵ 第二号議案：常任アドバイザーの退任・委嘱について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

⑶ 第三号議案：助成審査委員の追加について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

新就任委員の、理事会や常任委員会での挨拶の場を一度作ってほしいとの意見があった。

⑷ 第四号議案：定款変更について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

第２案で承認。

⑸ 第五号議案：諸規則等の変更について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。但し、就業規則の解任・降格標記について社労士に再度確認を行うこと。

⑹ 第六号議案：会議体のiPad導入について
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
承認。但し、今後業務改善を含めて検討すること。
⑺ 第七号議案：パレスチナ・ガザ人道支援プログラム延長に係る対応計画の承認について
承認。

５　協議事項
⑴ 加盟NGO団体による共同事業の在り方について
協議の結果、全会一致で以下の通りとした。
PWJとMPJの案件について、今回は暫定措置として本事業は承認。
ただし、今後このような伴奏型の支援は十分に考えられる形態であることから、制度的な問題を起こさない様に検討を行うこと。

６　報告事項（書面を参考とした。）
⑴ 財務状況の報告
⑵ 理事会（5/10）の報告
⑶ 経営委員会（4/19、5/10）の報告
⑷ 2016年度BCP活動報告とBCP体制発動についての報告
⑸ RET JAPAN のNGOユニットへの加盟について

第二部 16:30-
７　審議事項
⑴ 第一号議案：南スーダン支援プログラムにかかる事業計画の承認　：6事業
① 〈SCJ〉ウガンダ北西部アルア県、アジュマニ県、キリヤドンゴ県における南スーダン難民の子どもに対する保護と総合的な発達支援事業
条件付き承認。
・JPF事業としてどの程度のレベルまで支援を行うのか、出口戦略を明確にすること。
② 〈ADRA〉エチオピア ガンベラ州のクレ難民キャンプにおける水衛生事業
再提出。
・クラスターでの調整、水衛生委員会の機能、出口戦略などでADRAとしての方針が不明確
・トイレの開発や選定を緊急支援である本事業の中で行うことは不適当。既に現地で導入実績のあるものを選定した上で計画立案するべき。
③ 〈PWJ〉ウガンダ共和国北部における南スーダン難民への水・衛生およびシェルター支援事業
条件付き承認。
・MPJとの連携事業として、何故連携するのかの理由、役割分担等も含め、詳細な説明が必要。
・コンポーネント１に関し、団体としてどのように実施するのか具体的に明記。
・団体の出口戦略として、当事業の位置付けを説明。
・複数団体が連携して実施する場合の予算などにつき、ガイドラインを変える必要があるのか等、常任委員会にて要協議。
④ 〈AAR〉ウガンダ北部の南スーダン難民居住地における教育支援

書式第２０号（法第２５条関係）

条件付き承認。

・コンポーネント1の支援対象地を、インヴェピ難民居住区・マディオコロ難民居住区のいずれかに決定すること。

・初等教育支援の充足度、中等教育支援が不足していることをデータで明示し、中等教育支援の必要性について説明すること。

⑤ 〈WVJ〉タンブラ郡教育システムにおけるレジリエンス強化事業2

条件付き承認。

・3年計画の中で、現状までの到達点および今回の事業の位置づけを明確にすること。

⑥ 〈PLAN〉南スーダン　ジュベク州における食料確保および栄養・衛生改善事業

条件付き承認。

・本事業の生計支援によるアプローチが、南スーダン国内にて他団体も実施し、飢饉対応に妥当性のある事業である旨を背景情報として追加説明すること。

・コンポーネント１について、土地に関する情報を追加すること。

・コンポーネント１における農業研修のカリキュラムの詳細を追加すること。

・コンポーネント２：衛生用品の支給について、配布する物質品目は、女性たちへの聞き取り調査等を行い、改めて設定すること。

⑵第二号議案：イラク・シリア人道危機対応にかかる事業計画の承認：4事業

⑦ 〈SCJ〉レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業

条件付き承認。

・本事業に関わるステークフォルダー（特に社会福祉省、司法機関、警察棟の行政機関）について、それぞれの機能状況、および問題解決の一助となる見込み度合いについて、情報をまとめた紙面を提出する。

・JPF事業における本事業の出口戦略を、申請書の中に明記する。

・子どもの保護に部会者が関わることの是非について、申請書内で客観的に説明する。

⑧ 〈PWJ〉イラク共和国北部（ドホーク州および周辺地域）における国内避難民・帰還民・ホストコミュニティへの緊急人道支援

条件付き承認。

・コンポーネント4に関して、再建された配電網の年間維持管理費を申請書に追記するとともに、同配電網を引き渡すアルコシュ教区が、最低3～5年間は当該配電網を維持管理できる資力があることを申請書内で具体的に説明する。

・コンポーネント4に関して、配電網の再建前と後で供給電力量がいくら増加するかについて、具体的数値を申請書に追記する。

・事業全体のモニタリング計画及び体制につき、詳細をまとめた紙面を提出する。

⑨ 〈AAR〉シリア国内案件

承認。

⑩ 〈JPF〉JPF事務局事業

条件付承認。

・予算計上が大枠すぎるので、再度詳細の予算を計画すること。

⑵ 第三号議案：ﾊﾟﾚｽﾁﾅ・ｶﾞｻﾞ人道支援2017(緊急対応期）にかかる事業計画の承認：5事業

① 〈CCP〉ガザ紛争後の長期化した人道危機に対する脆弱層のレジリエンス強化支援

条件付き承認

・JPF事業における本事業の出口戦略の全体像及び全体像における本事業の位置づけ、

書式第２０号（法第２５条関係）

現行事業の達成率を、申請書に明記する。

・事業名を活動内容に適したタイトルに変更する。

② 〈NICCO〉ラファ市下水処理場における太陽光発電設備の設置及び農家支援事業

条件付き承認。

・申請書全般でNICCOの支援分野の主軸である農業支援を前面に押し出し、この流れの中で、今回の申請内容に至った、これまでの農業支援の経緯、本事業との関連性を含め、申請書を書き直すこと。

・地元ステークホルダーとの覚書について、役割分担の詳細を明記すること。

③ 〈PARCIC〉ガザ地区被災住民の生活再建支援第4期

条件付き承認。

・事業名を活動内容に適したタイトルに変更する。

・2つのコンポーネントの関連性が不明瞭なため、申請書内に明記する。

・コンポーネント1に関し、本事業が比較的豊かな農家だけでなく、脆弱農家も裨益対象となる仕組みである旨を、申請書内に明記する。

・コンポーネント2に関し、重度の精神疾患を患う子どもは必ず専門家に照会する旨を、申請書内に追記する。

・JPF事業における本事業の出口戦略の全体像、及び全体像における本事業の位置付けを申請書内に追記する。

④ 〈PWJ〉ガザ地区における若者の収入向上支援

承認。

⑤ 〈JADE〉パレスチナ・ガザ　巡回医療及び救急法講習事業

条件付き承認。

・コンポーネント2に関し、研修を受講した120名の若者が、事業内及び事業終了後において有効活用される仕組み（巡回医療を行うチームに一定数を派遣する、提携団体PMRSに一定数を派遣する、左記チーム・団体が人員不足の際には優先的に召集される等）を、申請書内に追記する。

⑶ 第四号議案：イエメン人道危機対応にかかる事業計画の承認　　：１事業

① 〈SCJ〉イエメン紛争の影響を受けた子どもたちのための緊急学習支援事業

条件付き承認。

・本事業の目的である教育機会の提供と、コンポーネント2の物資配布の関連性が不明確なため、コンポーネント2は削除のこと。ただし、教育機会の向上に直接つながるものをコンポーネント1に含めることは検討可能。

・申請書類上でSCJ、SCイエメンなどSC内での区分けを明確にした上で、指示報告系統、予算管理体制、予算執行権などにおいてSCJの意志が尊重される事が担保されることを明確に示すこと。

・全体像の中の本事業の位置づけを明確にし、JPFプログラム終了後にSCJとしてどうしていきたいのか、方針を明確にすること

８　書面による報告

⑴ NGOユニットからの報告

① NGOユニットからの報告

② 「共に生きる」ファンド第33回＆第34回収支報告書調査結果

書式第２０号（法第２５条関係）

③ 事業計画変更の報告
④ JPF事務局審議結果の報告
⑤ 固定資産処理の報告
⑥ 終了報告書審議結果の報告
⑦ コアチームの報告

⑵次回の開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2017年度第3回常任委員会：2017年6月20日（火）16時より　麹町GN安田ビル4F
2017年度第4回常任委員会：2017年7月20日（木）16時より　麹町GN安田ビル4F
2017年度第5回常任委員会：2017年8月24日（木）16時より　麹町GN安田ビル4F
2017年度第6回常任委員会：2017年9月25日（月）16時より　麹町GN安田ビル4F

以上